

第64回 水道週間 「大切な 水と一緒に 暮らす日々」

☎水道総務課(衛生センター庁舎)
☎73-6685

6月1日から7日までは「第64回水道週間」です。本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、次の取り組みを行います。

●水道相談所の開設

水道に関する相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

📅6月1日(水)～7日(火)

午前9時～午後5時 ※土日を除く

📍水道総務課・上下水道課(衛生センター庁舎)

●パッキンの無料配布(各支所)

蛇口からの水漏れはパッキン(節水コマ)の取り替えで直ります(ただし、レバー式など直らない蛇口も一部あります)。

数に限りがありますので、お早めどうぞ。



お知らせ

●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(※)は、各水道使用者の財産ですので、その管理や修繕などは、各自で行ってください。

給水装置の新設、改造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要がありますので、市ホームページに掲載している市の指定給水装置工事業者にあらかじめご相談ください。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されていますのでご注意ください。※給水装置とは、給水管およびこれに直結する給水用具をいいます。

●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出されるか、またはメーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節水に努め、水を大切に使いましょう。

F R P 漁船の廃船処理 費用の一部を補助します

☎水産課(有家庁舎) ☎73-6662
または 市内各漁業協同組合

申請方法などの詳細は、着手前にお問い合わせください。

●補助金額

廃船処理費用の2分の1以内(千円未満切捨て)

●限度額…1隻当たり8万円

●対象船舶

市内に住所を有する漁業者が所有するF R P 漁船

※すでに廃船処理した船舶は対象になりません。

※プレジャーボートは対象外です。

“みかん”の農業研修生を 募集します

～おいしく実る おひさまのまち～

☎農林課(有家庁舎) ☎73-6661

“みかん”の生産者の育成を目的とした農業研修の実施にあたり、下記のとおり研修生を募集します。

農業環境に恵まれた南島原市でおいしい“みかん”をつくりませんか?



●研修期間…10月3日～令和6年9月30日(2年間)

●募集人員…3人

●研修地…市内

●研修費…無料

●応募条件

・市民または研修開始までに市内に居住し、その居住先が住民基本台帳に登録されている人

・就農時の年齢が49歳以下の人

※そのほかにも要件がありますので、まずはお問い合わせください。

📅7月29日(金)

☎電話で申し込んでください。



新型コロナウイルスワクチン追加(4回目)接種について

☎こども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

厚生労働省は4月27日、新型コロナウイルスワクチン4回目接種を開始する方針を決めました。

これまで幅広い年齢層を対象としていましたが、4回目接種では重症化予防を目的として位置づけられ、下記に該当する人などが対象となります。

これまで優先的に接種を受けてきた医療従事者や高齢者施設等従事者であっても、60歳未満の場合は持病や重症化リスクがあると医師に判断されなければ対象外となりますのでご注意ください。

●対象者…3回目の接種から一定期間(5カ月)経過しており、次のいずれかに該当する人

・60歳以上の人

・18歳以上で基礎疾患があるか、肥満など感染時の重症化リスクが高いと医師が認める人

●ワクチンの種類…ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチン

●その他

・60歳以上の対象者に4回目の接種券を順次発送します。

・基礎疾患がある人などで接種を希望される人は、各支所に備えている申請書に必要事項を記載し、支所またはこども未来課へ提出してください。申請書は市のホームページからも入手できます。

国産バナナの栽培を支援します

☎農林課(有家庁舎) ☎73-6661 ☎859-2202 有家町山川58番地1

日本で一番食されている果物はバナナといわれていますが、その99%は海外からの輸入に頼っている状況です。一方で、国産バナナは貴重な果物として需要が高まっており、近年、高値で取引されています。

本市では、農業者の所得向上および国産バナナの産地化を目指し、安心・安全な国産バナナの栽培に取り組む事業者を募集します。



●対象者

市内の農業者、農業者で組織する団体または新たに農業経営を開始しようとする者。

●対象経費

新たにバナナ栽培に取り組む場合の苗木(1申請者当たり100本以上購入する場合に限る)および培養土の購入に要する経費。

※苗木の運搬費や資材費などは対象外。

●補助対象要件

令和5年3月までに導入が可能で、国や県などから補助金を受けていない事業であること。

※そのほかにも要件がありますので、まずはお問い合わせください。

●補助金の額

対象経費の2分の1以内(上限300万円)。交付は1回限り。

●募集期間…6月1日(水)～7月29日(金)

●応募方法

市指定様式(①提案書、②事業計画書、③納税確認承諾書)に必要事項を記載し、農林課へ提出してください(土日祝日を除く)。

郵送の場合は7月29日(金)消印有効。

※様式は農林課または市ホームページで入手できます。

●事業者の選定方法

審査会を開催し、応募者によるプレゼンテーションおよびヒアリング・書類審査のうえ、予算の範囲内で選定します。

※審査会の日程は、後日、応募者に連絡します。